

第3回 船橋市総合計画審議会
小委員会 決定事項について

日時：平成23年2月2日（水）

午後16:00～19:00

場所：市役所9階第1会議室

出席者：武藤博己会長 中村正董副会長

金沢和子委員 川井洋基委員 斎藤忠委員、まきけいこ委員、北澤哲弥委員、
斎藤哲瑯委員、椎名博信委員、深沢規夫委員、村田佐江子委員、本木次夫委員、
山下瑠璃子委員

金子企画部長、事務局（山崎企画調整課長、野沢課長補佐、三澤、石原、三輪、
矢野、松丸）

1. 市街化調整区域の中での開発抑制と農業・都市サイドの調和について・農地の確保にかか
る数値の具体化について

- ・「5 1 1 計画的な都市づくり」（148頁）において、具体的な方策の記載は困難であつても、都市計画の観点からも農地を保全していくという方向性がわかるような表現を文章に加えることとした。

2. 屋外広告物（看板等）に対する市からの指導について

- ・「5 1 1 計画的な都市づくり」の「施策3）良好な景観の保全と形成」（149頁）の文言について、違法なものを規制するだけでなく、適切な方向に誘導できるような策を検討し積極的に進めていくという方向性を文章に加えることとした。
- ・その際、事業者・市民・行政・警察は、それぞれ互いに並列ではなく、それぞれの立場から意見を提示し、取り組んでいくことが明確になるように整理する。

3. 市民参加のまちづくりについて

- ・「5 1 1 計画的な都市づくり」の「施策4）市民参加のまちづくり」（149頁）において、現状と課題や基本方針に、市民参加のまちづくりが必要である旨を盛り込むこととした。
- ・また、同じく、「施策4）市民参加のまちづくり」において、現在の文章では具体的な取組みや目的がわかりづらいため、「まちづくりに関する説明会を積極的に開催すると共に～」とするなど、記載内容を充実させることとした。

4. 生活者の視点での人にやさしい道づくりについて

- ・「5 3 1 人に優しいみちづくり」（152頁）において、現在の文章では「人にやさしい」という内容がみえてこないため、「人にやさしいみちづくり」を目指すという方向性が文中からも理解できる表現となるようにあらためることとした。

5. 安らぎとにぎわいのある市街地の整備について

- ・「5 4 1 安らぎとにぎわいのある市街地の整備」（158 頁）において、「4. 」と同様に、「にぎわい」だけでなく「安らぎ」を感じるまちづくりを目指すという方向性が文中からも理解できるような表現となるようにあらためることとした。

6. 区画整理事業について

- ・「5 4 1 安らぎとにぎわいのある市街地の整備」（158 頁）において、区画整理事業にも、メリットだけではなく、様々な課題が存在しており、その具体的な内容はともかく、課題もあることを認識しているということについては、「現状と課題」の中で加筆することとした。
- ・主要事業にある海老川上流地区土地区画整理事業の検討は、手法として土地区画整理事業と決定していないのであれば「まちづくりの検討」とすることとした。

7. 地域福祉関連団体連絡協議会について

- ・「1 2 1 地域一体となった社会福祉の体制整備」（48 頁）において、計画内容についての修正等はなし。

8. 男女共同参画センターの各種相談について

- ・「6 3 1 男女共同参画社会の形成」の指標（168 頁）において、現段階では、問題に対する理解の促進や、相談しやすさの向上を通じて、相談件数を増やすことが必要である。このため、「男女共同参画センターにおける相談件数」を指標として掲げることは、適切と考える（計画内容についての修正等はなし）。
- ・なお、敷居の低いインターネット相談をきっかけとして、電話や対面による相談につながり、解決に結びつくような仕組みができると良いと感じた。

9. 就労環境の整備について

- ・「6 3 1 男女共同参画社会の形成」の「施策1」男女共同参画の意識啓発」（169 頁）において、男女共同参画センターが就労に関する相談も受けていることを周知し、女性に関する相談のワンストップ化を推進する必要がある。
- ・企業が就労環境の整備・改善に関する取り組みを進めていくことを、市が支援し評価していることが理解されるよう、表現を検討することとした。

10. 市の女性管理職の指標について

- ・「6 3 1 男女共同参画社会の形成」（168 頁）において、市の女性管理職の指標については、女性職員の人材育成や登用の促進が必要な一方で、仕事と生活の両立の面での男女共同参画が必ずしも進んでいない現状があり、指標化することには懸念があるとの説明を受けて、基本的には指標としないこととした。ただし、次回審議会でも再度審議する。

11. 6-3-1 全般（市が何をしたいか）及び母性の尊重と健康維持について

・「6-3-1 男女共同参画社会の形成」（168 頁）の全般において、その組み換えについては、事務局提示の下記 3 点を基本的に承認しつつ、次回審議会でも再度審議する。

①施策 3）のタイトル「相談・支援体制の充実」を「女性と男性の間に生じるあらゆる暴力の根絶」と変更する。

②施策 3）の文中で、「人権尊重の精神に基づいた教育や意識啓発を進める」、「女性と男性の間に生じる暴力の根絶に向けて、相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、配偶者等からの暴力被害者に対しては、被害者の立場に立って必要な支援を行う」といった主旨の文章に変更する。

③施策 3）の主要事業を以下のように変更する。

- ・人権を尊重する教育・意識啓発の推進
- ・男女が抱える様々な問題の解決に向けた相談の実施
- ・配偶者等からの暴力被害者の保護・自立支援

・加えて、若年層の妊娠・中絶の問題など、特に船橋市の独自の状況をデータから検討し、施策展開に活用することができないか、検討事項とした。

・母性の尊重と健康維持に関する内容について、次回審議会までにさらに具体的な委員提案があれば対応することとした。

(以上)